

令和2年度4月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年4月10日(金)

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局2名

1 開会宣告	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第1回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	
3 議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、3番 中曾委員・4番 畑委員にお願いします。
4 報告事項	
	【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	【報告第2号 公共事業の施工に伴う付帯設備に係る農地転用報告書について】
車議長	報告第1号・第2号を一括して事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第1号・第2号の朗読
車議長	事務局からの報告が終わりました。 皆様の方から何か、ご質問はございますか。
車議長	ないようですので、報告第1号・第2号、報告させていただきます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
車議長	議案第1号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしく お願いします。
事務局	議案第1号1～2の朗読
車議長	説明の方は一括して行っていただきましたが、審議の方は議案第1号の1について、審 議をすすめたいと思います。
車議長	1番の農業委員の畑委員さんの方から説明の方よろしくお願いします。
畑委員	3月24日に事務局安藤さん、並びに車委員、それと福島委員と私の4名で、現地を確 認させていただきました。 現地の地目は、現況宅地ということになっていますが、今町の方で宅地課税がされてい まして、これは20年以上前から宅地ということになっていますが、私の記憶では50 年以上前から宅地です。 鳥取西部地震の時にちょっと壊れまして、今、更地みたいな状態になっています。 町の方で宅地課税されているということで、なんら問題はないと思いますので、ご審議 のほどよろしくお願いいたします。
車議長	福島委員さん、何か補足説明はありますか。
福島委員	10番、福島です。さきほど畑委員の述べられたとおり相違ございませんので、審議の ほどよろしくお願いいたします。

車議長	説明の方が終わりました。議案第1号の1番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	ないようですので、裁決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
	議案第1号の1 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第1号の1は承認されました。
車議長	では、続いて議案第1号の2
車議長	1番の地元委員の赤井委員さんの方から説明の方よろしくをお願いします。
赤井委員	1番の赤井です。3月24日午前中に、事務局の安藤さん、井上推進委員、中村推進委員の4名で現地確認をさせていただきました。 地元の西村さんにも出ていただきまして、確認をしていただいたところです。 皆さんに協力してもらって、十分な確認をしていただいたと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	9番、中村です。さきほどの赤井委員の説明のとおりですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	井上委員さん、何か補足説明はありますか。
井上委員	14番、井上です。特にありません。
車議長	説明の方が終わりました。議案第1号の2番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	続きまして、議案第1号の2番につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第1号の2 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第1号の2は承認されました。
	続いて議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号の朗読
車議長	地元農業委員の赤井委員さんの方から説明の方よろしくをお願いします。
赤井委員	1番、赤井です。これは国道181号線の日野川の川向うになります。 ちょうど森田一志さんの家の隣になります。森田和子さんが高齢のため、自分では管理出来ないの、売買をしたいということで、話がつきました。 以上、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	9番、中村です。森田和子さんの長男さんが亡くなられて、今までは長男さんが農業をしておられたので、高齢のため和子さんが農業を出来ないということと、田んぼが森田一志さんの住宅の隣ですので、それで話が出来たようです。 何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いたします。
車議長	井上委員さん、何か補足説明はありますか。
井上委員	何もありません。審議のほどよろしくお願いたします。

車議長	以上で、説明の方終わりました。議案第2号につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
車議長	議案第2号 賛成の方の挙手をお願いします。
車議長	全員賛成。議案第2号は承認されました。
車議長	続きまして議案第3号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案第3号朗読
車議長	事務局の方からの説明が終わりました。 ご質問、ご意見のある方は、順次お願いします。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第3号 農用地利用集積計画の審議について 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第3号は承認されました。
車議長	続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画（案）の審議に入りたいと思います。
事務局	議案第4号朗読
車議長	説明の方、終わりました。議案第4号につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第4号 農用地利用配分計画（案）について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第4号は承認されました。
車議長	続きまして議案第5号 農業委員会の適正な事務実施の審議について、事務局より説明をよろしくお願いいたします。
事務局	議案第5号朗読
車議長	事務局からの説明の方、終わりました。 皆様の方から何かご意見・ご質問はありますか。
井上委員	遊休農地に関する土地というところですが、現状及び課題のところは今までずっと10ヘクタール、解消する目標も1ヘクタールとずっと上がっていますが、それは右へ倣えということで出しているのですか。
事務局	去年は、4.7ヘクタールだったと記憶していますが。
井上委員	でも実績は紹介していませんね。1ヘクタールの目標だったが、出来ていないということですか。
事務局	下の方にも書いてありますが、平成30年度末時点から、1.8ヘクタールは解消したものの、7.1ヘクタールの遊休農地が発生したために、達成には至らなかったということです。解消自体はしていますが、増えた面積の方が多いがために、ゼロパーセントにさせていただいています。
井上委員	わかりました。その下の調査員の数ですが、24名というのはなぜですか。
事務局	事務局も一緒に調査していますので、それも含まれています。
井上委員	そういう意味ですか。わかりました。

車議長	他にご質問はありませんか。
木村委員	別紙様式2の『農業の概要』のところで、平方メートルで説明されましたが、単位はヘクタールになっていますが、間違いはありませんか。 右の方に、1,660、1,220、10とあるところです。
事務局	平方メートルではなく、ヘクタールです。訂正します。
赤井委員	はい。わかりました。
車議長	他にはご質問ありませんか。
妹尾委員	ずっと前から承認になった件ですが、非農地申請をされる時に、令和2年の違反がないとなつていますが、何十年経って、地目が田んぼ、現状が山林というような姿で、行ってみたら山は荒れていたというようなことがあります。 そうすると遊休農地がないような姿が何らかの方法で、規約みたいなものがあればいいと思いますが、ずっと前から思っていました。なかなかどの農業委員も地域を回ってみるわけにもならないですから、出来ることなら農業委員にもいっしょに回ってもらって、遊休農地にならないように、指導などの方がいいのではないかと思います。 ですから出たものはすぐ良い、悪いで判断されるのがおかしいのではないかと思います。
事務局	遊休農地の判断基準ということでしょうか。
妹尾委員	ずっと前から現地に行ってみると、山林になっていたり、荒れていたりするわけです。そのようなところが全て非農地ということになっていますが、そのこと自体に問題があるのではないかと私は思っています。 それは仕方ないとしても、家の所有者の人が、ここをこんな状態にするが、こうしてほしいという相談を事前に農業委員にされれば、こうした方がいいのではないかとというようなアドバイスも出来るが、行ってみたらこんな状態になっていたということではどうにも出来ません。 厳しい問題もいろいろありますが、そういうことも頭にいれておいていただければと思います。
事務局	今年度の農地パトロールでも、参考にさせていただいてどうにか出来ないかということと、まず問題は所有者の方、耕作者の方が農地を何か別の物にするのに、規制があるということをご存じない方が多数いらっしゃるということが問題だと思いますので、それは『農業委員会だより』や『広報』等で、周知徹底を図るということだけでさせていただきます。 よろしく願いいたします。
車議長	よろしいですか。
妹尾委員	はい、わかりました。
車議長	他にはご質問ありませんか。
車議長	質問がないようですので、裁決に入らせていただきます。
	議案第5号 農業委員会の適正な事務実施の審議について 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第5号は承認されました。
車議長	本日の議案は、以上5件となります。

6 その他	
野坂委員	<p>広報委員の方には仕事が増えるかもしれませんが、今回トラクターの免許証の関係がわからない人もおられますので、広報、『農業委員会だより』に載せてもらえませんか。幅が何メートル以上は大型特殊とか、それと反射板のマークとか。</p> <p>免許証のことは知っておられますが、反射板のマークのことは知らない人が多いのではないのでしょうか。</p> <p>農協も売りっぱなしで何も言わないし。トラクターにマークを付けないといけないとか。</p>
車議長	<p>広報委員長の亀尾さん、このあと定例会終了後に広報委員会がありますが、そういうことを載せるページが取れますか。</p>
亀尾委員	はい、取れます。
車議長	これは、7月の広報で周知するように、広報委員会で検討していただきます。
車議長	事務局から、何かありますか。
事務局	農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について説明
事務局	<p>それでは続きまして、農業委員会の運営に関する事で、ご相談というか、お願いします。冒頭の車会長の挨拶でもありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大ということで、日本全国でいろいろなイベントはもちろんです、会議等につきましても縮小されているところですが、他の市町村につきましても聞いてみますと、農業委員会開催の時に、関係委員さん、関係推進委員さんの出席のみで行われているところもあります。</p> <p>本町におきましても、この新型コロナウイルス感染症拡大対策のために、当面の間、次回からになります、事務局が考えているのは、最小人数での会議を開きたいということで、出来ました議案の関係委員さん、関係推進委員さんのご出席をいただいて会議をしたいと考えているところです。</p> <p>法令上で行きますと、過半、半分ではなくて半分から上の農業委員さんの出席ということで、5名以上の農業委員さんの出席が必ず必要ということで、そういったことを5月の農業委員会から新型コロナウイルス感染症拡大が終息する、または全国的にそういったことが許されるようになるまでは、そのようにさせていただきたいと事務局の方で考えていますので、なにとぞご理解をいただきたいと思います。</p> <p>最初に会長が言われたとおりで、三密状態です。</p> <p>ここで言うと、密閉、密接、密着状態になりますので、隣の島根県でも感染者が出ましたし、鳥取県でもそういった委員会全体で、そういった抑制につとめてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。</p>
車議長	<p>今、事務局長の方から説明がありましたが、次回の会議から、出ました議案の関係委員さん、関係推進委員さん、採決するには、過半以上の農業委員さんの賛成がないとだめですので、農業委員さん5名以上は出席していただきますが、推進委員さんにつきましては該当する地区の推進委員さんにさせていただきたいというような説明がありましたが、これについて何かご質問はありますか。</p>
車議長	今日の議案で言いますと、溝口地区・二部地区の議案は載っていました。

	<p>溝口地区と、岸本地区でも八郷とか大幡・幡郷があります。</p> <p>来月から仮に大幡地区の議案が出ていたら、それに関係する推進委員さんに出席していただいて、それ以外の推進委員さんには出席していただくなくても結構ではないかというような説明です。</p> <p>仮に議案が溝口地区だけだった場合、岸本地区担当の推進委員さんには出席していただくなくてもいいですよという説明です。</p> <p>皆様の方で、何かご質問・ご意見がありませんか。</p>
事務局	<p>人数を少なくすると、多分ひとつおきに椅子に座っていただくということで、間を空けるということが出来ると思います。</p>
影山委員	<p>影山です。議案のことはいいのですが、利用権設定も議案ですから、利用権設定も含めると、数が増えてくると、いろいろな地区の分が出てくると思いますが、その場合はどうする考えでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局といたしましては、利用権設定につきましては、その都度申込書が来ていますので、そのへんは事務局が把握して、ご説明をしたいと思えます。</p> <p>十分な説明は出来ないかも知れませんが、利用権設定につきましては、事務局にお任せいただけないかと考えています。</p>
影山委員	<p>利用権設定も議案になりますから、賛成多数にならないと採決出来ませんから。では、そのへんは臨機応変をお願いします。</p>
妹尾委員	<p>幡郷の案件があれば、幡郷の全員、推進委員も出ると。それ以外の大幡・八郷は出ないということですね。</p>
内藤委員	<p>議案は皆さんに配られますか。</p>
事務局	<p>もちろん、全員に配ります。</p>
内藤委員	<p>該当がない場合でも配られますか。</p>
事務局	<p>その際に、そういった文章を付けさせていただきたいというふうに思っています。</p>
福島委員	<p>他の地区というのは、どこかやっている所があるわけですか。</p>
事務局	<p>委員の出席を絞って行なっている所は、結構あると思います。</p> <p>具体的にどこが行なっているということは、調べていませんが、農業会議から、全国の農業委員会に対して、人数を減らして行なってもらってもそれは差し支えないとか、そういう質問もきているようですので、実際そういうふうに対策している所も多いと思います。</p>
車議長	<p>米子市は、こういう会合はありません。</p> <p>定例会に全員が集まることはありません。ですから自分が関連する時だけ出席すればいいので、一年の内に一回も出ない年もあるということを聞いています。</p>
福島委員	<p>推進委員の方がそう言っておられました。</p>
車議長	<p>米子市は、前からそういうふうに行なっています。</p>
井上委員	<p>それでいいと思いますが、会議に参列しない者がいるわけですから、会議ではどのような話がされたか、議事録を後日全ての委員さんに送っていただきたいと思えます。</p> <p>ホームページに早く載れば、見れるかも知れませんが、そのへんはどうなのでしょう。出来ますか。</p>
事務局	<p>議事録については、現状は1ヶ月遅れになっています。</p>

	定例会後、議事録を作成するわけですが、次の定例会の時に署名をいただいて、その署名をいただいたものを大体2～3日あれば、すぐにホームページに載せています。
井上委員	今回の場合は、そういうような扱いですから、今度は早く作って、こういうことが話し合われましたということを報告して下さい。 会議に出た議員さんとかはわかりますが、出ていない議員さんは何のことか、さっぱりわからないということになりますから。
事務局	そうですね。 可能な限り、早く作りたと思います。
車議長	議事録は作りますが、今、議事録に署名・捺印してもらおうのが、前回の農業委員さんが4月の分に署名・捺印をしてもらったもの、署名委員さんが承認してこれでいいですよと捺印したものでなければいけないとなると、署名委員さんが定例会でない時に出てきて捺印をしないといけなくなります。
井上委員	捺印をされてからでもいいですけど、そういうような方法を取られてもいいのではないかと思います。 でない、議案がないと、何か月も出ないということになります。 7月までしか任期はありませんけど。
事務局	あくまでもコロナウイルス感染症拡大の対策ですので、世の中の状況で変わってくると思います。
井上委員	同じ農業委員ですから、どういうことを話し合われたかということを知りたいということです。
事務局	遅かれ早かれ、それは皆さんにお知らせできるようにしたいと思います。なるべく早めに行きたいです。今、会長さんが言われたように、議事録署名のことだけ、少し考えさせていただけますか。
井上委員	今の段階だったら、その他でもいろいろな意見を言うことが出来ますが、そういうことが今度には出来ないわけです。出ておられる方でない限り。
車議長	ひとつ、こういうのはどうですか。 議案が大体早くて、1週間前、遅くて4～5日前、これを見られて何かこれに対して、自分は出席しないけれど、これはこういう問題があるのではないかという意見を事務局に言ってもらるか、文書で提出してもらおうとかして、それに対する答弁は、事務局で送れることは出来ると思います。
井上委員	それでいいと思います。あとは、議事録はホームページで見ると言った形になると思います。
車議長	議事録は、次回の議案の中に入れて送れば済むことですので、それが1ヶ月遅れになるか、署名・捺印があるものでなければいけないということであれば、2ヶ月遅れになるかも知れません。
井上委員	ホームページに載せてあれば、それでいいです。
車議長	ですから議案が届いた時に、今回私は出席しないでもいいけど、これについてはこういう問題があるのではないかということがあったら、事務局の方にFAXを送ってもらえばいいと思います。
木村委員	議案を全員に送られますよね。それでその議案を見て、私は参加するか、しないか判断するわけですか。

車議長	それは事務局の方から出席して下さいという連絡をします。 出席・欠席は事務局の方でちゃんとわかるように、今回は出席お願いしますとか、今回は欠席で結構ですとかいう文書をわかるように同封しておいてもらいます。
木村委員	そうして下さい。自分で中身を見て、判断しろと言われてもわかりませんから。
亀山委員	ただ広報委員さんは、4、5、6月は広報誌を作らないといけませんから、出席してもらわないと困ります。
車議長	広報委員長さん、広報委員会については、定例会終了後でなくても、別途設けるということでも構わないではないですか。 この後に、相談しましょう。
事務局	そういうことで、他の状況も見ながら、進めさせていただきます。
車議長	この件が出来るだけ早く元の姿で出来るように願ってはいますが、なかなか目に見えない感染症ですので、いつ終息するかわかりません。 来月からそういうようなことで、進めさせていただきますので、ご了承いただきまして、ご協力のほど、よろしく願いいたします。 次回の定例会ですが、連休が続きますので、事務局が休みますので、5月15日はどうでしょうか。 次回の定例会は、5月15日金曜日午前9時30分からです。
畑委員	次の農業委員のことを確認したいのですが、様式第2号の第5条と第6条と2つの書類を出さないといけないということですか。
事務局	農業委員に推薦される場合は、この様式第1号を提出していただければいいです。応募用紙は出さなくてもいいです。推薦または応募のどちらかです。
畑委員	それと一番下の地区外の地域からの推薦の場合についてですが、3名以上の署名ということですが、これは地区の区長さんは農業者でないといけないということですか。
車議長	昔で言う選挙権がないといけません。
事務局	農家の方で、お願いします。
車議長	以上をもちまして、第1回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前11時25分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

3 番 中曾和好

4 番 畑嘉夫